

# 寒河江市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2022

## 1 目標

寒河江市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、寒河江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともにアクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、寒河江市耐震改修促進計画「第4章（5）」に基づき策定し、同計画の別紙として位置付けるものとする。

## 3 取組内容・目標・実績

計画	令和4年度取組内容	令和4年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 木造住宅の耐震診断士の派遣に要する費用を市が補助</li> <li>ii) 木造住宅の改修計画から耐震改修費の一部を市が補助</li> </ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は、寒河江地区、南部地区に対し、固定資産税の納税通知書によるDMを送付する。なお、令和6年度までに対象全戸（約3千5百戸）に送付予定。（年1回）</li> </ul> </li> <li>ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果報告時にリーフレット等で耐震改修を促進する。（年1回）</li> <li>・耐震診断後一定期間経過した耐震改修を行わない方に対する電話等による耐震改修を促進する。</li> </ul> </li> <li>iii) 改修事業者の技術力向上等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅フェア（山形県後援によるイベント）等において、改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会等を県と市が共催して実施する。（年1回）</li> <li>・耐震改修事業者リストを作成し、公表する。</li> </ul> </li> <li>iv) 一般への周知普及（年1回）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報により、耐震改修の必要性を周知する。</li> <li>・イベント等において、市民を対象とした説明会・セミナーを実施する。</li> <li>・パンフレット・チラシを作成し、配布する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震診断費補助戸数:1件</li> <li>・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件</li> </ul> <p><b>前年度までの実績</b></p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震診断費補助戸数:1件</li> <li>・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件</li> </ul> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震診断費補助戸数:0件</li> <li>・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件</li> </ul>
自己評価	前年度（令和3年度）の取組実績	前年度（令和3年度）の課題
	<p>ホームページにて、寒河江市耐震改修促進計画を掲載。</p>	<p>事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p> <p><b>改善策</b></p> <p>住宅フェア等のイベントにおける普及啓発や、補助制度の概要パンフレットの作成により、補助制度を積極的にPRする。</p>